

●日程・場所

2019年2月2日(土)
10:00～16:30

<午前の部>

基調講演－小畠隆資さん

(岡山大学名誉教授・本集会実行委員長)

10:15～11:15

報告－岡山の裁判闘争 (民商弾圧事件、浅田訴訟)

<午後の部>

第1～3分科会(裏面に掲載)

13:10～16:30

岡山市勤労者福祉センター 体育集会室をメインに全館会議室

岡山市北区春日町5-6

●参加費

一般 1,000円 障害者・学生 500円

主 催

岡山県地域人権問題研究集会実行委員会
岡山県地域人権運動連絡協議会
一般財団法人岡山県民主教育研究会
・事務局 ☎700-0054 岡山市北区下伊福西町1-53
電話 086-253-2611 FAX 086-253-6722

●会場案内図



－「岡山県地域人権問題研究集会2019」 へのおさそい－

日本国憲法をめぐる攻防がいま重大な局面を迎えています。安倍首相は9条の1・2項を残して自衛隊を明記するという9条改憲論を自民党の改憲方針として採用させ、それをいま国会の憲法審査会での議論に乗せようと必死に画策しています。安倍首相は、9条改憲を突破口に、憲法違反の安保関連法を合憲化し、あわせて、日本国憲法の破壊を目指す「自民党憲法に基づく政治」＝「壊憲政治」を推し進めようとしています。

安倍首相のこもうした「改憲政治」＝「壊憲政治」に対決して、いま「市民と野党の共闘」が2回の国政選挙での共闘の経験を活かして、「日本国憲法に基づく政治」＝「立憲政治」を実現するために、2019年夏の参議院選挙での共闘に向けて大きな一歩を踏み出しています。

「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」（「市民連合」）や、岡山でも「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求めるおかやまipponの会」（「おかやまippon」）が、共通政策にもとづく野党統一候補を擁立すべく、参議院選挙勝利をめざして活動をはじめています。

わたしたち岡山県地域人権問題研究集会も、「憲法を政治に活かす道筋」の探求を基本課題として発足して、2019年で8回目を迎えます。わたしたちは、これまでの探求の積み重ねと「市民と野党の共闘」の経験から学ぶなかで、今では、「憲法を政治に活かす道筋」とは、政党とは独立した「市民の立場から、安倍首相の「改憲政治」＝「壊憲政治」に反対し、「市民と野党の共闘」による「日本国憲法に基づく政治」＝「立憲政治」を実現することだと考えています。

もちろん、わたしたちは、政党や「市民連合」や「おかやまippon」とは独立した、「人権と連帯」を地域に確立することを目的とした集団です。そこで、わたしたち研究集会は、今後、「市民と野党の共闘」がすすめている国政レベルでの「共通政策」を念頭において、「基本的人権を地域に活かす政治」の実現をめざすことを基本課題として、「市民による人権政策提案」に取り組むことにしました。2018年7月に岡山県を襲った「西日本豪雨災害」の検証は、避けて通ることのできない「人権」問題です。そこで、今回は、「西日本豪雨災害と基本的人権」をテーマにした合同分科会を特別に設けることにしました。

政策を市民の側から提起していくと、この新しい試みに、多くの市民の皆さんのがかけます。

岡山県地域人権問題研究集会2019 参加申込書

(郵便、FAXにて1月28日頃までにお寄せ下さい)
FAX 086-253-6722

フリガナ	希望分科会の 番号を○で 囲んで下さい		
氏名	男・女	第1 第2 第3	(事前申込み必要) おやつ代 1人300円 子どもの人数
住所	〒	お弁当()個	

午後の部

分科会は3つあります（岡山市労働者福祉センター 内）

—— 13：10 ~ 16：30 ——

●第1分科会 人権・福祉・労働・地域 一合同分科会

助言者 磯部 作さん（岡山放送大学客員教授、元日本福祉大学教授）

報告者 中島 正智さん（岡山県地域人権運動連絡協議会事務局次長）

基調報告 倉敷市真備町地域の被害の検証

報告者 川田 一馬さん（総社市下原自主防災組織副本部長）

報告 3 西日本豪雨・市民に寄り添った復興と

真の自治体労働者のあり方

報告者 岡崎加奈子さん（高梁市職員労働組合書記次長）

報告 2 西日本豪雨・工場爆発からの全員避難

報告者 川田 一馬さん（総社市下原自主防災組織副本部長）

報告 3 西日本豪雨・市民に寄り添った復興と

真の自治体労働者のあり方

報告者 岡崎加奈子さん（高梁市職員労働組合書記次長）

2018年7月6日から7日にかけて、岡山県を襲った「西日本豪雨災害」は、死者61人（うち倉敷市真備町51人）、行方不明3人、家屋をはじめとする家産の甚大な損害、そして、避難を強いられ避難所生活を余儀なくされる多くの住民の不自由、という深刻な「被害」をもたらしました。

「西日本豪雨災害」がもたらした「被害」は、死者＝生命、行方不明＝肉体、家産＝財産、避難＝不自由であり、生命(肉体)・財産・自由の被害です。これらはまさに、人間の「幸福追求」の根本要件です。すなわち、日本国憲法で保障された「基本的人権」＝「生命、自由及び幸福追求の権利」(13条)が「被害」を被っているわけです。

この基本的人権を危険にさらし人々を「恐怖と欠乏」に追いやる最大の元凶は、日本国憲法前文のうとおり「戦争」と「専制」です。これらは、「政府の行為」によるものであり、それによってもたらされる「参禱」も「被害」に他ありません。どちらも、「生命（肉体）」「自由」「財産」に対する甚大な「被害」をもたらすという点で「災害」と同じです。「犯罪」も「貧困」も「病気」も同様の危険を人間にもたらします。

「戦争」「専制」「犯罪」「貧困」そして「災害」や「病気」から一人ひとりの「生命（肉体）」「自由」「財産」「幸福追求」の権利、すなわち、主権者としての市民の基本的人権を擁護することが政治の最大の課題であり、政府や行政の最重要課題です。そうした日本国憲法の基本的人権の視点から、今回の「災害」についても「検証」していくことが求められています。

岡山県では「第4次岡山県人権政策推進指針」(2016年)がすでに策定されています。これが、岡山県の「人権政策」の本当に「指針」となるのか、「西日本豪雨災害」の検証とあわせて検証する必要があります。今回の倉敷市真備町での「生命」の犠牲者51人のうち、「犠牲者の大半が65歳以上。災害発生時に体力での避難が難しい高齢者や障害者ら『要支援者』も多く……全死者の8割に相当する42人は要支援者だった」(2018年8月6日付「山陽新聞」)と伝えられています。

岡山県の「指針」には、「高齢者、障害のある人、妊娠婦、子ども、外国人などの要配慮者」の「被災者」について、「災害時にも情報を正しく見極め、被災者の置かれた状況に応じて適切に行動できるよう、被災者をめぐる人権問題について、正しい理解と認識を深める啓発・教育等の取組を推進します」と書かれています。ここでは、人権を守るために防災行政をどう進めのかについてはまったく触れてはいません。また、「災害時にも情報を正しく見極め、被災者の置かれた状況に応じて適切に行動できるよう」求められているのも、ここでは行政ではなくもっぱら市民です。それゆえ、この「指針」は、県民の人権意識や防災意識を「教育啓発」する「指針」であって、岡山県の災害対策行政が真に市民の人権を保障するために取るべき行政の「指針」とはなっていないません。

本分科会は、岡山県の「西日本豪雨災害」を「基本的人権」の視点から検証し、あわせて、「第4次岡山県人権政策推進指針」が、災害をはじめとする様々な危険から、市民の「基本的人権」を保障する「政策」のための「指針」たり得ているのかを検証します。多くの市民の皆さんの参加をよびかけます。

●第2分科会 教育

基調報告 子どもを中心とした学校づくりを、
問われる「学ぶ権利」「学びの中身」

大谷 浩司さん（子どもと教育・くらしを守る岡山県教職員の会）

報告 1 西日本豪雨災害と被災した学校、子どもたち

報告者 住寄 滋美さん（日本共産党県教育・青年サポート責任者）

報告 2 学校統廃合で取り残される地域の子どもたち

報告者 小林 泉美さん（ひぜん子育てほっとスペース）

子どもたちは格差や貧困の広がりと、新指導要領で大きく変わる学校教育の下で、かつてなく生きづらく学びづらい環境に置かれています。その上「小中一貫校」「義務教育学校」の名のもとに、山間部・都市部を問わず学校統廃合が急速に進められ、学校の存在そのものが脅かされています。さらに毎年のように災害に見舞われ、西日本豪雨では真備町を中心として、各地で学校や子どもたちにも大きな被害が出ました。「想定外」「自助、共助の精神」が繰り返されていますが、本当に住民や子どもたちの生命が最も優先で考えられてきたのでしょうか。今改めて「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）「普通教育」（第26条）の意味が問われているのではないか。各地の取り組みを交流し、子どもを中心とした学校づくりについて考えましょう。

●第3分科会 平和と人権

報告 1 沖縄・辺野古新基地建設問題で考えている事

氏平 長親さん（岡山県革新懇事務局長）

報告 2 日米地位協定による主権と人権侵害

報告者 大西 幸一さん（岡山県平和委員会会長）

報告 3 安倍9条改憲NO！

3000万署名する取り組みについて

報告者 近藤 动さん（操南地域九条の会事務局）

戦争法制立以後、「戦争する国づくり」のもと、日米共同訓練・在日米軍基地が強化され米軍による訓練での事故などによる被害も増え、国民のいのち・暮らし・財産が脅かされています。とりわけ過密な基地を抱える沖縄の被害は目に余るものがあります。これは「全国どこでも部隊を自由に配備し、国内法を無視して自由に訓練できる特権」を与えた屈辱的日米地位協定があるからです。

このようないなか、故翁長沖縄知事が全国知事会議に働きかけ「米軍基地負担に関する研究会」が設置され（16年7月）、「日米地位協定の抜本見直し、国内法を原則米軍に適用することなど」を全会一致で政府に提言しました。（18年7月）国会でも、立憲野党がそろって「憲法を変える前に日米地位協定の見直し」を主張し、県内でも、「日本原演习賜海兵隊による初の単独演習」に触れた「沖縄だけの問題ではない」（「山陽」社説、8月29日付け）が掲載されています。

「日米地位協定を見直し、主権の回復、住民のいのち・暮らし・財産を守ろう」は国民的要請と言えます。「オール沖縄」と野党の共闘による沖縄県知事選挙勝利はこの要求をさらに発展させるでしょう。

安倍政権は、この国民の声に耳を傾けることなく、「戦争する国づくり」の集大成としての「憲法9条に『自衛隊』明記」をめざしています。この野望を許せば、憲法全体が質的に変化せざるを得ません。軍隊が存在し「戦争できる体制」になれば、市民の自由や多様性は許されず、政府によって住民のいのち、暮らしが圧迫されることは戦前の経験から明らかです。これを阻止するためにも、改憲の狙いを明らかにし、共同を広げ、3000万署名をやり遂げる確信にしましょう。